

令和6年度 稲沢市地域自立支援協議会 第1回本会議 議事要旨

【日 時】令和6年11月5日(火) 午後2時～午後3時45分

【場 所】稲沢市役所 本庁舎 2階 政策審議室

【出席者】本会議委員 9人 事務局 9人 手話通訳 2人

【欠席者】なし

あいさつ(会長)

【議 事】

1. 議題

(1)部会委員の変更等について(事務局から説明)

意見なし

(2)運営会議等の実施状況について(事務局から説明)

会 長 講演会のチラシは一般ではなく、広報や関係事業者に配布するものか。

事務局 福祉課の窓口等に配置予定。委員の皆様にも周知に協力いただきたい。

副会長 来年2月予定の研修会の主な内容として、精神(発達)と書いてあるが、発達障害も含むということか。

事務局 精神障害のあるかたと、発達障害のあるかたの勉強をしたいという希望の声があったため開催するもの。

会 長 QRコードは広報に載せられるのか。

事務局 現在、原稿を校正中で、載せられるかは不明。

会 長 チラシが完成した時点で委員にも周知するとのことであるため、ぜひ多くの人に御参加いただきたい。

委員A 講演に手話通訳がつくことをチラシに載せてほしい。

(3)分野別部会の実施状況について

・地域生活支援部会(部会長から説明)

委員B 拠点の評価と体験の機会の周知について話が出た。どこの地域も問題になっているのが、面的整備がされているが、その機能が果たされていないということ。NHK調査で、暮らしの場を探している待機者が全国で22,000人いるとのことだが、愛知県内にあるGHの調査をしたところ、900軒以上が空いているということだった。地域生活支援拠点を考えた時に、本人や家族のニーズはある中で、事業所は愛知県内で900軒空いているにもかかわらず、利用が出来ていないのはいったいなぜか。事業所が入居者を選別することによって、強度行動障害のあるかたや、障害の重いかたが利用出来ていないという状況である。その中で、指定だけはどんどん増え、重たい人たちを受け入れるだけの機能も中身もない。足りな

いのは、人を育成する機能。地域生活支援拠点の中で体験するのは、利用者の体験もだが、新しく事業を始めた人たち支援者側が、きちんと人材育成される場がない。受け止めたくても、受け止めかたがわからなくて空いているという状態もあるだろう。そこを無理矢理受け止めるとなると、受け止めかたがわからないので虐待に繋がる。生活支援拠点をすすめていく上では、人材育成が急務である。稲沢市の拠点評価を行ううえで、ここを一番に考えてほしい。

会 長 今回の発言を部会に持ち帰ってお考えいただきたい。

委員C スキルアップが必要だということは、教育現場でも言えること。人材育成するための場所や、どこが考えていくのか、どういう方法があるのか、もしあれば教えてほしい。

委員B 強度行動障害は先天的な障害ではなく、つくられた障害であるため、基本的には子どものうちから不適応を起こさないための教育や支援が必要。現時点で強度行動障害を示している人に対して、構造化の5つの技法を取り入れることによって、行動障害の状況は改善するとデータ上ははっきりしている。研修でそういうことを学んできても、実践の場がない。例えば、地域生活支援拠点を担う事業所の生活介護事業所で、徹底した構造化を行って、GHの人材がそこで支援を体験することで適切な支援方法を学び、その方法をGHで展開することができる。新しく参入した事業所が、稲沢の生活介護事業所でこの徹底した構造化を学び、その人たちがGHで支援する、ということができたら人材は育つと思う。人の育成にお金をかけることにスイッチしていくことで、問題解決に大きく進むのではないかと。

委員C 強度行動障害の人たちに対してどうしたら良いか。また、どうして行動障害という実態が生まれるのか。根本的なところを考えていかなければいけない。構造化していくということはその通りだと思うが、教育現場でもなかなかそれが実現していかないのは、何か原因があるのではないかと考えたときに、それを解決するための中心人物のようなかたを交えてのシステムがうまく行かないという現状がある。

会 長 強度行動障害もそうだが、1つのかたちで決まり切れなところに難しさがある。その人ごとに対応しなければいけないというところで、対応する側にはいろんな力量が問われる。

委員C 個人の問題と考えず、どうやったらそういうことが起こらなくなるのか考えるべき。実際、発達障害のお子さんたちと接する機会が多く、困っているのは本人だ。社会モデルで考えていかないと、解決はしないのではないと思う。

・就労支援部会（部会長から説明）

会 長 オンライン交流会に参加したが、参加者名簿がなかったため、雇用事例の報告をした2社以外、どんな企業が参加しているのか分からなかった。自己紹介の際に確認できる資料があると良かった。

初めての試みでも、大勢のかたが参加できたのが WEB 会議の良い点だと思う。

委員 D 反省会でもその意見を取り入れたい。

会 長 報告企業と打ち合わせを重ねられたのか、きちんとまとめられていて、聞く側としても分かりやすかった。助成金などの説明があると、それ足りきで進んでしまいが、そういうことが一切なく、企業の報告とグループ討論で良かったという意見があった。

委員 B 来年度から就労選択支援が始まるが、事業所がこの指定を取るために、あと半年では短いと思う。稲沢市でどうするのかをきちんと話し合うのは部会だと思うので、ぜひ検討していただきたい。

会 長 勉強不足で申し訳ないが、就労選択支援が来年から始まるのか。

委員 C 来年 10 月から新規で始まる事業。今までは、就労移行支援事業所のアセスメントが済まない B 型事業所の利用ができないルールだったが、今回そのルールが外れ、まずは高校生から、学校に在籍したままアセスメントする事業が来年 10 月から始まる。

会 長 高校の進路指導の手から離れるのか。

委員 C 進路指導は学校がやること。学校が企業実習などでやっていることに対して、就労支援事業所の就労支援ワーカーが入って、この人にはこういう力があるというアセスメントの教育をするような内容。国の資料が出そろっていないので、まだはっきりしないところはある。

・権利擁護推進部会（部会長から説明）

委員 D 合理的配慮は言葉としてはずいぶん知られてきたが、実際どういったときに、どういう配慮が必要なのか、曖昧な部分もあると思う。要望したら必ず配慮されるといったらそうではないと思う。正しく皆さんに理解していただけると良い。

会 長 正しく理解されるように、やはり周知徹底、啓発活動というのは必要になってくると思う。どこで何をするかは、また部会で相談していただきたい。

・こども部会（部会長から説明）

委員 B 冒頭で、会長から「共生」の話があったが、私も共生という言葉がしっくりこず、ともに生きる社会づくりという言いかたをしてきた。共生社会を目指す根底にあるのは、共に生きていないから。共に生きていないのは、こどものうちから分けて生きているから。児童発達支援センターは、「共に生きていく社会づくりのために」というセンターをつくるということ。このことは非常に重要であるため協議に入れてほしい。委員 C が言われた行動障害の問題、こどもたちが行動障害になるような環境がもし、つくられているなら、ここに力を注がなければいけないと思う。また、医療的ケア児の共生という点で、医療的ケアがあっても地域で、となっている。この話題も欠かせない。さらには、すでに問題が起きている不登校や引きこもりの問題も含めて、箱モノを作るのではなく、中身をどうするかを

今一番にやるべき。ぜひそういう中身の議論を進めてほしい。それから、災害に関して、先日のネットワーク会議において、稲沢市の防災安全課の話聞き、災害対策や危機管理の部門には障害のある人のリアリティが届いていないと感じた。自助や共助は大事だが、医療機器をたくさん持って、移動できない人たちが一時避難所に行くという話題はあり得ない。一時避難所に行った人が、そこで必要であれば福祉避難所が開設される。それも自分で行ってください。しかし、稲沢市は液状化し、車では動けないため、結局行けない。そこを具体的に考えるのは、障害を専門にしている人たちの部会だと思う。災害対策をしている人たちに、障害のある人たちの暮らしのリアリティを届けることまでやってもらわないと、稲沢市の危機管理の対策は全く機能しないと思っているので、ぜひそういう内容でやってもらいたい。

会長 大切な指摘だと思う。防災だけに関わりがちだが、実際に避難所で生活する人は多種多様な人がいることをあらためて考えていかなければいけない。

委員 C 所管課題(2)の関係機関の連携強化、意識統一等については、多くの人に理解してもらい、インクルーシブ社会の実現が皆さんの中に浸透していくことが大切だとは思いますが、ここからどうしたら良いかが進んでいかない。学校へ巡回した経験から、本当にニーズのある子が多く、去年くらいから通常級の子供たちや先生の困り感も増えてきている。ある程度の経験や勉強をしても、皆が同じ意識を持ってどうしていくか、具体的な方向づけにはなっていないと実感している。関係機関との連携をしていくにあたって、どうすれば具体的に動いていけるか。そういった点を部会で話してほしい。

委員 E 児童発達支援センターと、こども家庭センターはどういう関係になるのか。あわせて、これはこども家庭庁がやっているのに、なぜ「児童」とつくのか。もし稲沢市で決められるのならば、こども発達支援センターにするのはいかがか。

事務局 「こども家庭センター」については、母子保健との総合連携の中で設立されており、「児童発達支援センター」は障害を中心に考えているという区別がある。「こども」という名称は基本的には0歳から18歳だが、精神的にこどもというところのニュアンスを込めて、定義されている。一方で児童発達支援センターの対象は0歳から18歳と明記されている。ひらがなを使うと、18歳以上でも「こども」と定義される可能性があり、児童発達支援センターの施設分類があるので、「こども」という言葉を使わずに、「児童」にしている。

委員 E よくわからない。

委員 D 児童発達支援センターの事業が厚生労働省で決められたことなので、こども家庭庁は障害のある子も含めるので、児童というのは単純に年齢の幅と考えたら良いのではないか。

委員 E 児童とこどもの年齢は一緒ではないか。再度検討して、これでやりたいというこ

となら、それで良い。

会 長 名称ひとつで思惑がかわってくる気もする。私たちは共通の認識を持っていたほうが良いと思うため、再度、機会があったら全員が理解できるように説明してほしい。

(4) 事業所連絡会の実施状況について（事務局から説明）

意見なし

2 その他

・ハローワーク名古屋中主催 障害者雇用関連事業について

会 長 愛知県は障害者雇用率がなかなか上がらないため、何かできることはないかということで企画された。トークショーの後、残りの時間で、愛知県内のもにす認定企業 5 社が自社の取り組みについて話をする。お時間のあるかたはぜひ御参加を。

委員 F 法務局としては人権擁護事務を行っている。障害に対する虐待や差別があれば、そういった時の相談窓口の 1 つとして法務局に相談いただければ、対応をする。

会 長 次回の会議まで様々なことが起きて見聞することもあるかと思うが、できるだけ皆さんと一緒に、この地域自立支援協議会がどうかたちで何を求めていくかを、あらためて考えながらすすめていきたい。